



新型コロナウイルス感染症への対応に関する要求書(7/6)とその回答(7/16)【抜粋】

新型コロナウイルス感染症への対策として緊急性が高い項目について、大学側に要求書を提出しました(7/6)。こうした要求は、本来、団体交渉として取り上げるべきものですが、本学で「大学拠点接種(職域接種)」が行われること、すなわち多大な非日常的業務が発生することを考慮し、要求として提出しました。その要求について、7月16日に村田理事から文書による回答がきました。以下、要求項目、回答、評価と今後の方針について、概要を示します。いずれも過半数代表と連携して取り組みを行う必要があります。(回答はHPに掲載済)

要求書(7/6)	回答(7/16)	評価と今後の方針(現時点)
1. 新型コロナウイルス感染症の対応を行う医療従事者への手当について、防疫等作業手当の特例を創設すること(2021年2月9日団体交渉申入書(「1」(1)①))	新型コロナウイルス感染症の対応を行う医療従事者に対しては、国家公務員における防疫等作業手当の特例等を考慮し、北大病院では令和2年度に報奨金制度を導入しています。 また、令和3年度においても、同報奨金制度を継続することとしています。	2021年度において報奨金制度を継続することについて、2021年団体交渉への大学側回答(3・19)の「今後病院から相談あれば、対応できるか検討する」と比較すれば評価はできません。ただし、本来は、手当を創設することが妥当です。引き続き、手当の創設を求めます。
2. 在宅勤務における労働者の光熱水費負担について、労使間の合意形成と就業規則へ明記すること(2021年2月9日団体交渉申入書(「1」(1)③))	在宅勤務については、光熱水費負担のみならず、通勤手当の支給方法などを含めた幅広い視点での検討が必要であり、本学における在宅勤務の制度の在り方について検討したいと考えております。	事実上の「ゼロ」回答。そもそも、通信回線費と光熱水費を、就業規則に定めることなく労働者負担としている違法状況にあります。
4. 「大学拠点接種(職域接種)」に関すること 4-2 適切な感染予防策を講じることはもちろん、本学の労使協定・就業規則・関係法令などを遵守した上で実施すること	接種会場(本学第一体育館)において、適切な感染予防策(3密回避、体温測定、消毒体制等)を講じて実施します。また、本件に従事する教職員について、労使協定・就業規則・関係法令等を踏まえて実施します。	回答の「労使協定・就業規則・関係法令等を踏まえて」と、組合が要求した「遵守した上で」とが同一の内容をもつか、注視していくことが必要です。

(次ページへ続く)

4-3 土日祝日のみではなく平日にも接種を行うこと	平日の接種について、検討を行いました。医療スタッフの確保の面や、その効率性、リスク管理等の観点から、土日祝日に実施することとしました。	さらに詳細な説明を求める必要があります。例えば、本学の就業規則が土・日・祝休日を休日としていることから、職域接種を休日に行うために、どのような勤務形態や理由等（振替？時間外労働？等）で、休日の勤務を命じるのか、等の説明を求めていく必要があります。
---------------------------	---	---

全大教第54回定期大会が開催 総括と運動方針など決定

7月17日（土）に全国大学高専教職員組合の定期大会がオンラインで開催され、執行委員会からは岡坂が傍聴で参加しました。大会では2020年度決算報告や2021年度の運動方針が発議され、一部修正等を経て承認されました。承認された議案や後日に出る大会決定集は全大教HPにて確認できますが、議案の質疑等の中で情報共有された話題が非常に参考になったため、ここに記録として残します。

業績評価と年俸制について

まず業績評価と連動した年俸制を認めるのかという質問がありました。全大教としては業績評価等の原理そのものは否定しないものの、人件費ファンドが固定化されるなら誰かが上がれば誰かが下がるしかないため、業績評価は運営費交付金増額等による人件費確保とあわせて行わせるべきと発言がありました。また参加した組合からは「教育」「研究」「管理運営」等をどのような割合で評価すべきなのかが不明」「大学付属学校等ではそもそも業績評価が馴染まない職種がある」といった声が聞かれました。これに対しては、現在の年俸制が、文科省が出した「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン」にそって行われているため、各組合はこのガイドラインを良く読み込み、例えばガイドラインにある「公平公正」「情報提供」「評価者の教育」「フィードバック」等のキーワードを使って各組合が実現したい項目を大学と交渉していくことが重要との情報提供がなされました。

大学連携に伴う混乱と大学合理化への警戒

大学の枠を超えた「連携」「プラットフォーム

ム化」の強引なトップダウンが現場へもたらす混乱にどのように対抗すべきか等、この流れに対する不安の声が複数上がりました。それに対して、そのような流れに便乗した大学合理化には警戒すべきと注意が促されました。また「一大学複数大学制度」では特に、学長選出時の意向投票の影響削減を狙う動きがあると中央執行委員会より報告がなされ、この点にも強く警戒するよう報告がなされました。

非常勤職員の無期雇用化について

現在このことで裁判が進行中の東北大学から、活動をまとめた冊子「非正規職員は消耗品ですか？ 東北大学における大量雇止めとたたかい」の紹介とともに、現在話題となっている「5年」期限から、研究者等の「10年」期限の問題がそろそろ生じ始めることへの注意喚起がなされました。また中央執行委員会からは東北大学での裁判が非常に貴重なものであり、全大教として引き続き支援していくことが確認されました。

大学設置基準見直しへの警戒

規制改革推進会議「雇用・人づくりワーキング・グループ」が進めている大学設置基準の見直しの動きに警戒するよう情報提供がなされました。具体的には「紙の本」「体育館」「教員の個室」「対面のみでの大学教育」等が見直しの対象に挙がっていることが報告されました。中央執行委員会からは、このような「合理化」への警戒感は文科省自身も持っていることと、各組合もこれらが大学再編に悪用されないようにと、注意が促されました。

（執行委員 岡坂）

定年引き上げの国家公務員法等改正法の成立 65歳定年

2023年度から2年ごとに1歳ずつ定年年齢を引き上げ、2031年度以降に65歳とする「国家公務員法等の一部を改正する法律案」が6月4日の参議院本会議において可決・成立しました。以下、法律の概要を説明します。

1. 定年を段階的に引き上げる

現行60歳の定年を2023年度から2年ごとに1歳ずつ定年年齢を引き上げ、2031年度以降に65歳とする。定年の段階的な引上げ期間中は、定年から65歳までの間の経過措置として現行と同様の制度を存置する。

	現行	2023 ～ 2024年度	2025 ～ 2026年度	2027 ～ 2028年度	2029 ～ 2030年度	2031年度～
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

2. 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入

管理監督職（指定職及び俸給の特別調整額適用官職等）の職員は、60歳（事務次官等は62歳）の誕生日から同日以後の最初の4月1日までの間に、管理監督職以外の官職に異動させる。

3. 60歳に達した職員の給与

60歳に到達した者の賃金水準は7割に引き下げる。

4. 60歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。

大学生の生活支援のための出張フードバンクで80食事セット渡す

7月17日（土）12時半から、北大近くの幌北ポニー公園（北20条西4）と幌北日の出公園（北18西6）の2ヶ所で、生協労連、道労連、北大職組が共同で「大学生の生活支援のための出張フードバンク」を開きました。この取り組みは、コロナ禍で生活に困っている学生を支援するとともに、通常のフードバンクでは提供の難しいお弁当を提供することを通じ、北大生協食堂職員の雇用の場を確保することを目指したものです。フードバンクは2ヶ所同時の開始で、それぞれの会場で昼食用のお弁当・インスタント味噌汁・団子のセットに加え、夜食用としてパスタなど、さらに朝食用のパンセットを40人分、計80セットを準備しました。当日は北大体育館でのワクチン接種初日でしたが、ポニー公園への来場者の方が多かったため、途中で会場をポニー公園一ヶ所にして合計80人分の食事セットを余すことなく学生に手渡すことができました。

会場では学生にアンケート記入を依頼するとともに、専門家による相談も行なわれました。参加した生協職員からは、コロナ禍で異動になり、学生と直接話す機会がなくなっていたが、久しぶりに学生さんと話ができて元気が出た

との声もありました。

学生への周知方法、当日の宣伝、会場の準備など様々な課題もありましたが、引き続き今回の経験を活かして、学生も、働く仲間も共に支援する取り組みを進めていきたいと考えています。また、学生の声は、集約して北海道や札幌市などに学生に対する公的支援の充実を要請する予定です。日の出公園では、町内を宣伝カーで回っていた立憲民主党の山根道議もいさつに来られ、共同の申し入れをいただきました。また、しんぶん赤旗の記者が取材に来られました。

組合の要請に対してカンパの申し出をいただいた方、当日激励の声をかけていただいた方、ありがとうございました。



（道労連竹田氏撮影）

札幌地裁で郵政 20 条裁判が開かれる

7月7日に札幌地裁で郵政 20 条裁判が開かれました。昨年、最高裁の判決が出され、札幌では残っている病気休暇と寒冷地手当の支給について争われています。

4月26日の原告からの準備書面に対して郵政から6月30日に反論が出され、病気休暇については「継続的な勤務が認められると判断するのは誤りで、不合理ではない」とし、寒冷地手当については「地域別最賃をベースに基本給決定しているの、寒冷地手当等が反映されて

いるから支給する必要はない」と述べています。

原告側から反論書を出し、次回9月8日の裁判を迎えることになります。

原告・被告とも和解の話はありませんでしたが、裁判官から次々回あたりで和解の話をしたとの発言がありました。



総長解任に関する情報の不開示決定取消訴訟について

2021年7月16日(金)に札幌地方裁判所で名和豊春前北大総長の解任に係る調査報告書の添付書類の不開示決定取消訴訟の第二回口頭弁論が行われました。被告北大は全面不開示の決定を取り消し、7月6日付で部分開示の決定を行いました。(北大の準備書面の詳細は職組のホームページをご覧ください) 北大は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第14条2号を理由にヒアリング対象者の氏名や発言内容を不開示にしていますが、但書イにあるように慣行として開示請求者が知ることができる情報は開示しなければなりま

せん。誰からどのような嫌疑で告発されているのか分からなければ、十分な反論の機会が保証されていなかったと言わざるを得ません。また不開示情報の中には、業者と名和前総長との癒着を疑わせる話の内容など非違行為と認定されていない証言が含まれており、ヒアリング対象者の証言の信ぴょう性も疑われます。この訴訟に関しては、次回口頭弁論(9月17日(金) 11:30~)で訴えの利益がないと取り下げられ、部分不開示決定の妥当性については別の裁判で争われる予定です。

ワクチン接種顛末

7月12日 10:40 に【北海道大学】新型コロナワクチンの大学拠点接種の実施について(通知)メールが届き、早速、特設サイトの URL から予約を試みましたが、接種券番号と生年月日を入力しても先に進めず諦めていたら、1時間後に北大で使用しているワクチン接種予約チャットサービス「V-CHAT」内の「接種券番号」はすべて「予約番号」に読み替え、「予約番号」は職員番号の前にAAを加えた10桁になる旨の説明文書が



届き、ネット予約が出来ました。予約後数分で予約結果通知がメールで届きました。

接種当日(7/17)の流れは、
検温・消毒 → 接種会場入場 → 受付 → 予診票確認付 → 予診 → 接種 → 接種記録書交付 → 接種後の経過観察 → 退場で、入場から退場まで45分位かかりました。

接種時は針が刺さる感覚がある程度で、帰宅してから接種部位を圧迫すると痛みを感じる程度だったのが、接種後24時間位経過した頃から肩に違和感を感じ、触れると痛かったのですが、翌朝には痛みが無くなっていました。

2回目の予約は、基本4週間後の同時刻と言うことで、スムーズに確保出来ました。

2021年度定期大会 7月31日(土)9:30~オンライン

次回おしゃべりルームは7月30日(金)12:00~13:00です。お気軽にご参加下さい。